

特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成29年10月17日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

ホール椅子及び客席誘導灯の部材調達及び組立業務委託

2 入札物件の数量及び特質

ホール椅子（固定席）280席、ホール椅子（可動席）16席及び客席誘導灯1

6か所の部材調達及び組立 一式

詳細は、仕様書によります。

3 委託期間

契約日から平成30年12月28日（金）まで

4 履行場所

奈良市登大路町地内

（仮称）登大路バスターミナル工事現場内

詳細は、仕様書によります。

5 入札方法

入札は、業務委託一式の金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目C1②別注家具に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 平成26年度から平成28年度までにおいて、国、地方公共団体、地方公営企業、民間企業等と本委託業務と同種の契約を締結し、誠実に履行した実績がある者であること。

第3 入札手続等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県農林部奈良の木ブランド課（奈良県分庁舎5階）

電話番号 0742-27-7470（ダイヤルイン）

- 2 入札説明書及び仕様書の交付

平成29年10月17日（火）から同年11月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除きます。）

また、奈良県農林部奈良の木ブランド課のホームページからダウンロードすることもできます。

ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/27820.htm>

- 3 入札説明会の開催

実施しません。

- 4 競争入札参加資格の確認

この調達の入札に参加しようとする者は、入札説明書の11の(4)に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等（誓約書及び契約履行実績証明書）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

- (1) 提出期間 平成29年11月2日（木）午前9時から同月10日（金）午後4時30分まで（期限内に到着したもののみ有効とします。）
- (2) 提出場所 第3の1に同じ。
- (3) 提出方法 入札説明書の11の(4)に定める提出書類（誓約書及び契約履行実績証明書）を郵便又は持参により提出してください。
- (4) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

5 入開札の場所等

- (1) 場所 奈良市登大路町30番地 県庁主棟6階入札室
- (2) 日時 平成29年12月5日（火）午後1時30分

6 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「ホール椅子及び客席誘導灯の部材調達及び組立業務委託に係る入札書在中」と朱書するとともに、内封筒に入札書を入れ、封印等の処理をし、奈良県農林部奈良の木ブランド課長宛ての親展として平成29年12月4日（月）午後4時30分までに第3の1に定める場所へ到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合がありますので、初度入札（1回目）に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書の提出を認めるものとします。

詳細については、入札説明書によります。

7 入札執行回数

入札執行回数は、2回を限度とします。初度入札（1回目）において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度入札（2回目）を行います。

詳細については、入札説明書によります。

第4 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

無

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ）。

-)の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

第5 Summary

- 1 Subject of the bid: Entrustment of purchase and assembly of parts of chairs and lights in a hall
- 2 Opening time and day of the bid: 1:30 p.m. on December 5, 2017
- 3 Deadline for bid applications by mail: 4:30 p.m. December 4, 2017
- 4 For further information, please contact: Nara Wood Brand Division,
Agriculture and Forestry Department, Nara Prefectural Government
30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN
TEL 0742-27-7470 (direct line)